

南さつま市市報広告掲載取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、南さつま市有料広告掲載要綱(平成19年南さつま市告示第85号。以下「要綱」という。)第4条第1項の規定に基づき、南さつま市が発行する市報みなみさつま(以下「市報」という。)への広告の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第2条 広告の掲載位置は、市報の情報ボックス内の広告枠とする。

(広告の規格)

第3条 広告の規格は、4色刷りで1枠縦5cm、横17.8cm又は縦10.2cm、横8.7cmとする。

2 紙面の違いを明らかにするため、広告枠内には広告の文字を表示するものとする。

(広告の掲載枠数)

第4条 広告の掲載枠数は、市報1回の発行につき5枠とする。ただし、複数の広告枠を1つの広告枠とする場合には、これに応じて広告枠数を減ずるものとする。

(広告掲載の方法)

第5条 広告の掲載は、市が広告代理業者(自己の名と責任において広告主を募集し、広告主の広告を作成し、市報の広告枠に掲載する者をいう。以下同じ。)に対しすべての広告枠について広告を掲載する権利(以下「掲載権」という。)を譲渡する方法により行う。

(広告代理業者が行う広告作成等)

第6条 前条の規定により広告の掲載権の譲渡を受けた広告代理業者(以下「広告代理業者」という。)は、要綱第3条及び広告掲載基準の規定、その他市の指示に従い、広告原稿の作成を行うものとする。

2 広告代理業者は、広告主を募集し、市が指定する期日までに、申込書に広告原稿の完全版下データを添えて、市長に提出しなければならない。

3 広告代理業者は、広告原稿の内容及び広告主について、市が指示するところによりあらかじめ市の審査を受け、その承認を得ることとする。

4 市は、広告代理業者が広告の掲載を行わないときは、当該広告枠に無料で市報の記事を掲載できるものとする。

(協議)

第7条 この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、市と広告代理業者双方が誠意をもって協議し、解決を図るものとする。

(その他)

第8条 この要領に定めるもののほか、広告の掲載に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年1月21日から施行する。